

新型コロナウイルス感染症への対応について

東海3県に緊急事態宣言が発せられました。三重県では、新型コロナウイルス感染者の爆発的な増加を受け、医療現場の逼迫や自宅療養者の死亡など、憂慮すべき状態がさらに深刻なものへと変わりつつあります。

施設等におきましても、これまでの感染症対策に加え、利用者の安全確保を最優先に、下記の対策を追加いたしますので、皆様方のご協力、ご理解をお願い申し上げます。

1. 来訪者(面会者)の皆様への対応

ご面会につきましては、Web方式での面会のみとさせていただきます。

2. 施設への立ち入り

委託業者等のみなさまにつきましても、検温・消毒・マスク着用を義務付けし、物品の受け渡しは施設の限られた場所で行います。

3. 利用者様への対応

入居者の皆様の安全確保のため、厚生労働省の指針を踏まえ、次のとおり対応をさせていただきます。

(1) 施設入居者

体調変化による受診以外の外出は、控えさせていただきます。

投薬が必要な入居者様につきましては、ご家族のみなさまに処方薬のお届けなどのご協力をお願いする場合がございます。

(2) 通所介護

① ご自宅で検温していただき、発熱が認められる場合には、ご利用をお断りさせていただきます。過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状などに異常がないか健康状態の確認を行ったうえで、ご利用を判断させていただきます。

② ご家族の中に体調不良の方がおみえになる場合には、ご利用をお控えいただきますようお願いいたします。なお、ご家族の方の体調不良の原因が感染症でないという診断が下された場合には、ご本人の体調次第でご利用のご判断をいただきましたら結構でございます。

③ 送迎時には、マスクを着用して乗車いただき、来所時には、手洗い・うがいと検温を実施いたします。

④ 受入れ後に発熱や体調変化が見られた場合には、これまで同様、別室での対応とし、緊急連絡先にご連絡を申し上げますので、医療機関での受診をお願い申し上げます。

(3) 入所希望者

施設への入所を希望される方には、体調チェックのため、入所前2週間の体調記録の提出、入所時には抗原検査を実施させていただきます。

4. 職員の対応

(1) 出勤前(自宅)に検温を行い、発熱や呼吸器症状が認められる場合は、出勤を見合わせ、医療機関の受診と結果報告を義務付けます。

(2) 家族の中に体調不良の者がいる場合にも、一旦、出勤を見合わせ、体調不良の原因が感染症でないという診断が下された後に、出勤することとします。

(3) 出勤時、検温を行い記録を残すとともに、手洗い・手指消毒・うがいを励行します。

(4) 職員は、必ずマスクを着用し対応を行います。

(5) 新規に入社を希望する者にも、2週間の体調チェック期間を設けるとともに、抗原検査を実施します。

また、職員に対し、生活の維持に必要な場合を除き、日中を含め、外出や移動(県境を越える移動は極力)を自粛するよう指導するとともに、午後8時以降の外出についても、自粛を指導しております。

2021年8月27日
社会福祉法人 敬峰会
理事長 中川 裕